



せんだい監督署 かわらばん <No.3>

仙台労働基準監督署
令和5年10月30日

〈 過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現を！ 〉

《 「確認しよう、最低賃金！」 最低賃金が10月1日から引き上げられました 》

最低賃金制度は、パートやアルバイトを含めて、働くすべての方に賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。宮城県内では、10月1日から、時間額923円に改定されています。企業も働く方も適正な最低賃金となっているかをお確かめください。

賃金引上げについては、「業務改善助成金」などの助成金、「最低賃金に関する特設サイト」や「賃金引上げ特設ページ」などによる情報提供、「働き方改革推進支援センター」による無料相談窓口といった各種支援を行っていますので、ぜひご活用ください。

なお、宮城県内の「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」については、別に「特定最低賃金」が定められていて、こちらも改定予定ですので、ご注意ください。

確認しよう、最低賃金！



宮城県 最低賃金

923円 40% UP

最低賃金に関する特設サイト

賃金引上げ特設ページ

《 仙台署管内の労働災害発生状況（令和5年9月末） 》【コロナを含まない数値となっています】

業種	令和3年		令和4年		令和4年1～9月		令和5年1～9月		4年と5年との比較		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	うち死亡
全業種	1,596	8	1,529	5	1,030	5	1,034	4	4	0.4	-1
製造業	197	0	171	1	116	1	122	0	6	5.2	-1
うち食料品製造業	90	0	104	0	72	0	62	0	-10	-13.9	0
建設業	148	4	165	1	107	1	112	1	5	4.7	0
土木工事業	41	2	30	0	17	0	28	0	11	64.7	0
建築工事業	83	2	102	1	64	1	65	1	1	1.6	0
その他の建設業	24	0	33	0	26	0	19	0	-7	-26.9	0
陸上貨物運送事業	276	2	226	2	158	2	157	1	-1	-0.6	-1
商業	341	2	349	0	248	0	200	0	-48	-19.4	0
うち小売業	236	2	246	0	175	0	151	0	-24	-13.7	0
保健衛生業	206	0	170	0	102	0	134	0	32	31.4	0
うち社会福祉施設	158	0	127	0	72	0	99	0	27	37.5	0
上記以外の業種	428	0	448	1	299	1	309	2	10	3.3	1

全業種では、死傷災害(休業4日以上)が0.4増%と鈍化しつつありますが、まだ前年に比較して増加傾向にあり、引き続き、適切な安全衛生対策が重要です。これからは、暗くなるのが更に早まる、朝夕の日差しがまぶしいなどの状況となりますので、交通事故にも十分な留意が必要です。また、転倒、階段・ステップなどの踏み外しにもお気を付けください。



労働災害発生状況統計ページ

《 「しごとより、いのち。」 過労死等の防止のため、皆さまの積極的な取組をお願いします 》



11月は「過労死等防止啓発月間」です。過労死等の防止について、広く国民の皆さまの関心と理解を深めていただく取組を展開しています。ポスター掲示などによる周知・啓発をお願いいたします。

また、11月14日(火)13:30～は、せんだいメディアテークで、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催いたします。ぜひ右記QRコードからお申し込みください。



宮城労働局「過労死等防止啓発月間」

シンポジウム開催案内

《 「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します。労使での主体的な取組をお願いします 》

「過労死等防止啓発月間」の一環として、労働局と監督署では長時間労働の防止のための様々な取組を実施します。具体的には、**長時間労働防止に向けた取組や下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないための各企業への周知啓発**などの労使団体あて協力要請、長時間労働が考えられる企業への重点的な監督指導のほか、11月3日(金)には「過重労働解消相談ダイヤル」(フリーダイヤル：0120-794-713)などを行います。

皆さまの企業などにおかれても、労働時間制度、労働時間の把握・管理方法、ワークライフバランスなどについて、労使で考え、必要に応じて見直す良いチャンスです。



ご不明な点がございましたら、監督署までお問い合わせください。 「宮城労働局「過重労働解消キャンペーン」ほか

《 **足場の墜落防止措置が強化されています。～令和5年10月1日から～** 》

足場での作業については、当日作業開始前、悪天候・中震以上の地震、足場の組立や移設・変更などの後の作業開始前には、足場の点検が義務付けられています。その対策強化として、**10月1日からは、足場の点検に当たる点検者を指名する義務が追加されました。**

点検者については、足場に係る十分な知識・経験を有する者の指名が適切です。点検には「**足場等の種類別点検チェックリスト**」をご活用ください。なお、来年4月1日からは、一側足場の規制が強化されます。

足場等の種類別点検チェックリスト (足場種別：()内)

点検項目	点検内容	点検頻度	点検記録	備考
1. 足場の構造、組立及び積載上の状態				
2. 乗降、荷役、積載物の移動、移動及び積載物の積上の状態	※ 様式の一部のみ掲載			
3. 組立材及び積載品等の積載及び取除の状態				
4. 足場用足場防止設備の状態及び積載物の状態				

《 **金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習が新設されます ～令和6年1月1日施行～** 》

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)については、特定化学物質障害予防規則第27条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習(以下「特化物技能講習」という。)を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないところです。

この度、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていることを踏まえ、**令和6年1月1日から「金属アーク溶接等作業に限定した技能講習」が新設され、この技能講習修了者は金属アーク溶接等作業主任者として選任できることとなりました。**なお、これまでどおり、特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。

《 「**雇ったら入る。労働者を守る。**」 労働保険の手続きは大丈夫ですか? 》

「労働保険」とは、労災保険と雇用保険の総称です。**正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、働く方を1人でも雇っている場合、労働保険の成立**を行う必要があります。

労働局などから成立手続を行うよう指導を受けたにもかかわらず、行わない場合には、過去に遡って保険料を徴収するほか、追徴金が生じることがあります。また、労働災害が発生し、労災保険から給付を受けた場合に、給付に要した費用の全部又は一部を徴収することがあるほか、雇用調整助成金などの助成金を受けられない場合があります。

ご不明の点は、監督署又は「労働保険特設サイト」までお願いします。 労働保険特設サイト



発行：仙台労働基準監督署 〒983-8507 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第四合同庁舎1階

ひと、くらし、みらいのために



労働条件など職場におけるトラブルは、022-299-9075
労働基準法などの許認可、指導対応は、022-299-9072
災害防止、機械設置届出、健康確保は、022-299-9073
労災補償、労働保険の加入・保険料は、022-299-9074

宮城労働局
仙台監督署ページ



宮城労働局
メールマガジン

